



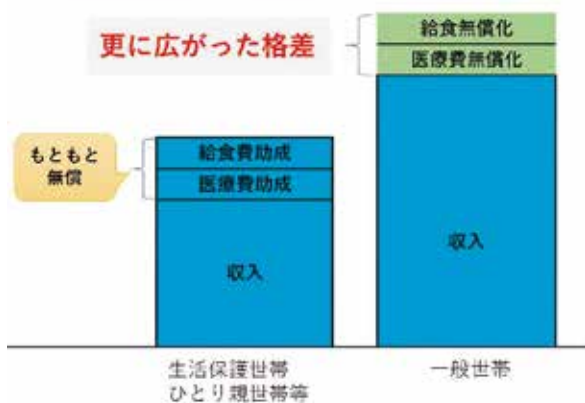
離婚調停中の ひとり親世帯にも支援を

吉川 三津子議員

市独自の支援は考えていない

健康子ども部長

経済弱者にも「無償化」の恩恵を！



▲経済弱者にも「無償化」の恩恵を

問 こども基本法ですべての子どもが置かれている環境にかかわらず、権利が擁護される「ことが明確になった。ひとり親への福祉は、子どものための支援だ。大人の都合を子どもが背負わねばならないことはあつてはならない。離婚成立世帯と調停・裁判中の世帯とで受けられる支援の違いは。

答 国制度では「児童扶養手当」など、県は「遺児手当」、市には「遺児手当」などがあり、調停・裁判中でもDVなどの世帯状況によっては、支援が受けられる。「就学援助費」は、離婚は関係なく、同「生計世帯収入で判断している。」

問 福祉部署は、離婚未成立者のひとり親に対しては「生活に困窮している、DVなどが無い」という判断で、子ども3人の場合、年間110万円の補助を、利用拡大して市町村もある。その後の取り組みは。

答 関係部局と協議している。委託先の状況を確認し、協議していく。

問 ひとり親・生活保護世帯のファミサポ登録の状況は。

答 ひとり親世帯は34世帯、11.3%。生活保護世帯は1世帯(0.5%)だ。

● 建築・土木技師の専門職不足の対策は

その他の質問

問 1時間700円払って預ける余裕がないということだ。子どもを残して出かけ、虐待と判断される心配もある。

答 また、医療費・給食費の無償化が進んでいるが、生活困窮世帯では、もとも無償だったので、何らメリットがなく、結果として子育て世代の経済的格差が広がっている。ファミサポへの利用補助制度がある自治体もある。

問 12月議会で、不登校児童の通学手段として「中高生までファミリィサポートセンター利用拡大を」と提案した。すでに、利用拡大している市町村もある。

答 近隣自治体の状況も踏まえ、研究していく。

問 経済弱者に対し、補助制度導入の考えは。

答 経済弱者に対し、補助制度導入の考えは、経済弱者に